

上尾市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 4 号

上尾市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

上尾市会計管理者の補助組織設置規則（昭和 6 0 年上尾市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「第 1 項第 9 号」を「第 1 項第 8 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。